

よくある質問

Q1 「現行の指定用途に関する見直し」の内容は、令和8年4月1日以前に附置義務の届出されている建物も適用されますか？

A1 令和8年4月1日以前に附置義務の届出されている建物も、令和8年4月1日以降は見直し後の基準を適用できます。令和8年4月1日以前に届出されている建物で、見直し後の基準の適用を検討される場合は、事前に区へ協議をお願いいたします。

Q2 いわゆるテナントビルでの建築計画で、計画段階では、店舗用途を予定しているが、具体の用途が「スーパーマーケット以外の小売店」か「飲食店」なのか、詳細が決まっていない場合、どちらの基準を適用したらよいですか？

A2 計画の段階で「スーパーマーケット以外の小売店」か「飲食店」かが決まっていない場合は、規模の基準が大きい「飲食店」の基準で算定してください。計画が具体化した際に、届出している内容に変更を伴う場合は「変更届」を提出してください。

Q3 「事務所」や「共同住宅」の用途は、いつから対象となりますか？

A3 令和8年10月1日以降に「事務所」や「共同住宅」を含む建築確認申請を行う建物が対象となります。また、令和8年10月1日以前に建築されている建物でも、令和8年10月1日以降に増築された部分については対象となりますので、詳細については、区へご相談ください。

Q4 「共同住宅」について、新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（ワンルームマンション条例）と当該条例の両方の対象になる規模の場合は、両方の条例が対象になりますか？

A4 「共同住宅」の規模が、ワンルームマンション条例と本条例の両方に該当する場合は、ワンルームマンション条例を適用します。また、この場合で、本条例の「共同住宅以外」の対象用途が併設される場合には、「共同住宅以外」の部分は本条例の対象となります。

問合せ先



新宿区みどり土木部交通対策課自転車対策係

03(5273)4144

手続きの詳細については、以下の新宿区ホームページから確認をお願いいたします。

【新宿区ホームページ】

https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index17_03.html



新宿区の駐輪場の附置義務制度の内容が変わります。



\\ 制度の目的と見直しの背景 //

新宿区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例(以下「条例」という。)により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対して、駐輪場の設置を義務付ける制度(以下「附置義務制度」という。)を設けています。

しかし、附置義務制度によって設けられた駐輪場(以下「附置義務駐輪場」という。)が有効に機能していない状況や対象外の施設の前に放置自転車が見られるなどの課題があったことから、本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、条例の一部改正を行いました。

見直しの概要

1 現行の指定用途に関する見直し | 令和8年4月1日～

- 「遊技場」、「百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店」、「銀行その他の金融機関」、「スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設」、「学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設」の**自転車等駐輪場の規模を変更**します。

2 対象となる指定用途の追加 | 令和8年10月1日～

- **指定用途に「事務所」、「共同住宅」を追加**します。

3 管理に関する届出等の追加 | 令和8年4月1日～

- 適切に管理していただくため、**「自転車等駐輪場設置届」に、駐輪場の管理者、駐輪場の管理方法を追加**しています。
- 内面の①～⑧の施設用途に附置義務駐輪場を設置する場合は、**案内看板の設置が義務付け**られます。

4 地域特性を踏まえた新たな制度の導入 | 令和8年4月1日～

- 地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず**地域特性に応じた基準の設定等ができる規定**を設けます。
- 地域の基準等は、基準を策定する会議体での検討を踏まえて設定されます。

具体的な内容は、内面の表をご確認ください。



指定用途と各用途の対象規模、適用時期について

※赤字が変更箇所

施設の用途 (指定用途)	見直し前の基準		施設の用途 (指定用途)	見直し後の基準				
	令和8年3月31日まで			令和8年4月1日から		令和8年10月1日から		
	施設の規模	自転車等駐輪場の規模(原単位)		施設の規模	自転車等駐輪場の規模(原単位)	施設の規模	自転車等駐輪場の規模(原単位)	
現行の指定用途に関する原単位の見直し	(1)遊技場	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 (5000㎡を超える部分は30㎡ごとに1台)	①遊技場 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うもの	床面積の合計が300㎡を超えるもの	70㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)	左欄と同じ	左欄と同じ
	(2)百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台 (1200㎡を超える部分は60㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台)	②スーパーマーケット ※主として日用品及び食料品をセルフサービス方式により販売する小売店で営業するもの	床面積の合計が400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分は60㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台)		
				③スーパーマーケット以外の小売店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	100㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分には、300㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分には、600㎡ごとに1台)		
				④飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	40㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分は、120㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は、240㎡ごとに1台)		
	(3)金融機関	床面積の合計が500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台 (5000㎡を超える部分は50㎡ごとに1台)	⑤金融機関 ※銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び金融商品取引業の本店又は支店で、一般の利用者のための店舗部分を有するもの	床面積の合計が500㎡を超えるもの	40㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)		
	(4)健康増進施設	床面積の合計が500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)	⑥健康増進施設 ※ボーリング場、スケート場、水泳場その他トレーニング、ダンス等の用に供する施設(★)で一般の利用者を対象として営業するもの	床面積の合計が500㎡を超えるもの	400㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)		
	(5)学習、教養施設	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)	⑦学習、教養施設 ※教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業するもの	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 (600㎡を超える部分は、300㎡ごとに1台)		
混合用途施設	上記(1)~(5)の用途ごとに、対象となる施設規模以下の場合でも、上記の原単位で計算し、合計20台以上となった場合が対象		混合用途施設	上記①~⑦の用途ごとに、対象となる施設規模以下の場合でも、上記の原単位で計算し、合計20台以上となった場合が対象				
指定用途の対象となる追加	事務所	対象外	⑧事務所 ※①~⑦に掲げる施設及び官公署、学校、図書館、公会堂等の公益的施設を除く	対象外	床面積の合計が3000㎡を超えるもの	300㎡ごとに1台 (3000㎡を超える部分は1000㎡ごとに1台)		
	共同住宅	対象外 (※参考:専用面積30㎡未満の住戸が10戸以上のワンルームマンション に対しては、新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例にて駐輪場設置の努力義務あり)	⑨共同住宅 ※新宿ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例(平成15年新宿区条例第72号)第2条2号に規定するワンルームマンション等を除く	対象外	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸の総数が10戸以上のもの	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸1戸ごとに1台		

備考

- この表により算定した自転車等駐輪場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。
- ①~⑦の施設の用途については、従業員専用として設けられた部分並びに倉庫、便所、階段及び昇降機等の部分の面積は算入しません。
- ⑧の施設については、倉庫、便所、階段及び昇降機等の部分の面積は算入しません。
- 自転車等駐輪場の駐輪部分の面積は、駐輪台数1台につき1㎡以上とします。ただし、装置等を用いることにより効率的に利用することができる自転車等駐輪場は、この限りではありません。
- ①~⑦の施設の用途については、2以上の指定用途に供する施設(混合用途施設)の場合、それぞれの用途では施設の規模が対象面積以下の場合でも、当該用途ごとに上記表の自転車等駐輪場の規模により算出した台数が20台以上の場合に届出の対象となります。
- ★ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条3項の公益的施設を除く